

平成30年度就学援助制度のお知らせ

海南市では、小・中学校に在学する児童・生徒の皆さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費などその費用の一部または全部を援助しています。
 申請は年間を通して随時受け付けています。援助を希望される方は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行ってください。

就学援助を受けられる方は、小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、海南市に住所を有し、次の(1)または(2)の項目に該当している場合です。

- (1) 前年度又は本年度において次のいずれかの措置を受けられた方
 - ア 生活保護の停止又は廃止を受けた方
 - イ 市民税の非課税の方
 - ウ 市民税の減免を受けている方
 - エ 個人の事業税の減免を受けている方
 - オ 固定資産税の減免を受けている方
 - カ 国民年金の掛金の減免を受けている方
 - キ 国民健康保険料の減免、又は徴収の猶予を受けている方
 - ク 児童扶養手当の支給を受けている方
 - ケ 生活福祉資金による貸付を受けている方
- (2) 上記(1)以外で、次のいずれかに該当する方
 - ア 保護者がハローワークへ求職中の失業者であって、熱心に求職活動をしている方
 - イ 保護者の職業が不安定で生活困窮していると認められる方
 - ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金が減免されている方
 もしくは家庭の経済的な理由により著しく滞納している方
 - エ 家庭の経済的な理由により学校納付金の納付状態が悪い場合、また学用品費等に不自由しているなど、家庭の生活状態が困窮していると認められる方
 - オ 家庭の経済的な理由で児童生徒の欠席日数が多い場合

◆申請手続きについて

就学援助の受給を希望される場合は、お子さんが在学している小・中学校へご連絡のうえ、申請の手続きをおこなってください。

① ②の書類は、各学校・教育委員会総務課にあります。

【必要書類】

- ① 就学援助費受給申請書
 - ② 世帯票(2部・学校及び教育委員会保管用)
 - ③ 世帯全員の住民票 1通【世帯主名及び続柄の記載されたもの】
 - ④ 平成29年度 課税証明書 各1通【同一世帯の中で収入がある方全員分】
- *ただし、海南市が保有する世帯情報等の閲覧に同意いただいた方については、上記必要書類③及び④を省略することとしました。
 世帯情報等が確認できない場合には、従来どおり保護者による添付書類の提出が必要です。

⑤ 児童扶養手当を受給されている場合は、児童扶養手当証書のコピー

様式③

平成30年度 就学援助費受給申請書



(あて先) 海南市教育委員会
 平成 年 月 日

海南市立	学校	学年	平成28年度 受給の有無	住所	
申請者 フリガナ 氏名				有・無	保護者氏名 印
生年月日	平成 年 月 日	才			
※海南市が保有する世帯情報及び税情報の閲覧に同意します。				保護者氏名	印

下記のとおり、平成30年度就学援助受給の申請をします。

該当する項目を○で囲んでください。	【保護者及び児童生徒の加入保険】	国民健康保険・その他社会保険		
【住まい】 持家・賃貸 (月 円)	【児童扶養手当受給】	有・無 *有の方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください。		
申請する理由 (援助を必要とする理由をくわしく記入してください)				
フリガナ 氏名	児童生徒との続柄	生年月日	H30. 4.1時点における 年齢 職業・勤務先・学校名/学年	平成28年の収入額 (平成28年1月~12月)
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円
		平・昭・大・明 ・ ・	歳	円

*ここからは、申請者の方は、記入しないでください。

(家庭状況等についての担任の意見)

(学校長の意見) 印

上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として家庭状況を報告いたします。
 平成 年 月 日
 (あて先 海南市教育委員会)
 海南市立 学校 学校長 印

き
り
と
り
せ
ん

【注意事項】

- * 29年度から引き続いて、受給の継続を申請されている方や、小学校新1年生で、すでに認定されている方は提出の必要はありません。
- * 小学校新1年生で、すでに兄弟が認定されている場合は、住民票、課税証明書などの書類は不要です。
- * 申請は毎年申請のため、自動継続はされません。なお、収入の状況などにより、前年度に援助を受けられていた方でも、認定されない場合があります。
- * 年度の途中で、世帯状況の変化や世帯収入の好転、児童扶養手当の廃止など、援助を受ける事由が消滅した場合は、すみやかに学校へ連絡してください。

◆申請書の提出期限及び認定について

- * 提出期限：平成30年5月16日（水）
通学されている、各小・中学校へ提出をお願いします。
提出期限までに申請し、認定された場合の認定日は、平成30年4月1日となります。
- * 提出期限以降の申請については、随時受付をいたします。
認定されますと、各学校を通じて援助費目の支給があります。
なお、費目ごとに支給時期が異なります。

◆平成30年度の支給内容は、下記の予定です。（支給額は変更する場合があります。）

援助の対象となる費目及び金額（年額 / 円）

援助費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費等	12,990	15,220	24,590	26,820
新入学学用品費	40,600	—	47,400	—
修学旅行費	21,490	限度で実費分	57,590	限度で実費分
学校給食費	実費		実費	
校外活動費	3,620	限度で実費分	6,100	限度で実費分

※医療費については、海南市子ども医療費助成制度において、本市に住所を有する中学校を卒業するまでの子どもの医療費の自己負担分がすべて助成の対象となりました。
子ども医療費助成制度を利用させていただきますようお願いします。

◇◇◇お問い合わせ先◇◇◇

各小学校・中学校

または 海南市教育委員会・総務課まで（073-492-3347）

